

令和 7 年 4 月 11 日 14 時 00 分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社NIPPO

期間: 令和 7 年 4 月 11 日から令和 7 年 7 月 18 日まで(10 週間と1 ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社NIPPOが、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含む As 合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)並びに「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和7年4月11日

近畿地方整備局

株式会社NIPPOに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

令和3年度に近畿地方整備局福井河川国道事務所が発注した大野油坂道路川上地区他舗装他工事ほか3件(株式会社NIPPOが受注した工事で2件、他社が受注した工事で2件)において、設計図書と異なるアスファルト合材が使用されたことが判明した。

詳細は別紙の通り。

2. 指名停止措置理由

株式会社NIPPOが発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むAs合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実行為)並びに「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

詳細は別紙の通り。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社NIPPO

東京都中央区京橋1-19-11

代表取締役社長 和田 千弘

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間と1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

(過失による粗雑工事及び不正又は不誠実な行為)

1-2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)

2-15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

1. 案件の概要 :	○福井河川国道事務所が発注し当該業者が受注し、施工した「大野油坂道路荒島第2トンネル西勝原地区舗装工事」、大阪国道事務所が発注し当該業者が受注し、施工した「国道26号住吉橋架替道路切り回し工事」において、当該業者の系列プラント会社は、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、各事務所と当該業者の契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 ○当該業者の系列プラント会社は、福井河川国道事務所発注の「大野油坂道路川上地区他舗装他工事」、「大野油坂道路田野地区他舗装他工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。 これらの工事においては、福井河川国道事務所と当該工事の受注者の契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも系列プラント会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、系列プラント会社は、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。
2. 指名停止措置理由 :	○有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が案件の概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び地方整備局(港湾空港関係)所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。 ○当該業者は、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、案件の概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び地方整備局(港湾空港関係)所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。